

新潟県第1種大麻草採取栽培者免許審査基準

令和7年3月1日制定

種別	条	項	大麻草の栽培の規制に関する法律及び施行規則等	審査基準
法	1		この法律は、大麻草の栽培の適正を図るために必要な規制を行うことにより、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)と相まって、大麻の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。	
法	2	1	この法律で「大麻草」とは、カンナビス・サティバ・リンネをいう。	
法	2	2	この法律で「大麻」とは、大麻草(その種子及び成熟した茎を除く。)及びその製品(大麻草としての形状を有しないものを除く。)をいう。	
法	2	3	この法律で「大麻草栽培者」とは、第1種大麻草採取栽培者、第2種大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者をいう。	
法	2	4	この法律で「第1種大麻草採取栽培者」とは、第5条第1項の規定により都道府県知事の免許を受けて、大麻草から製造される製品(大麻草としての形状を有しないものを含み、種子又は成熟した茎の製品その他の厚生労働省令で定めるものに限る。)の原材料を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいう。	<p>1 栽培目的等の妥当性 大麻草の栽培について、栽培目的や事業計画が適切なものであること。</p> <p>(1) 大麻草の栽培目的に関しては、産業利用の観点から栽培を認めるものであることから、免許の取得が栽培目的及び事業計画等から判断して妥当であること。なお、保健衛生上の危害防止の観点から単なる趣味・嗜好に基づく申請に対しては免許を与えない。</p> <p>(2) 事業計画が曖昧な状態で栽培を開始した場合、必要以上の大麻草を栽培するなどのおそれがあり、不正流通、盗難事故等の保健衛生上の危害が相対的に高まることが想定されることから、大麻草の栽培から製造した製品の供給までの一連の過程(工程)が事業計画として明確かつ実現可能なものとなっていること。</p> <p>2 栽培管理</p> <p>(1) 不正流通による濫用防止の観点から、栽培地の場所及び面積が、栽培目的及び事業計画の達成に照らして適切なものであること。 ア 栽培地の面積が、その栽培目的、事業計画等に照らして過不足ないものであること。 イ 原則として栽培地の面積が1アール(100㎡)以上であること。</p> <p>(2) 栽培を行う土地や保管施設等と事務作業スペースが分離してお</p>

種別	条	項	大麻草の栽培の規制に関する法律及び施行規則等	審査基準
				<p>り、所有する大麻の滅失等の事故を防止するため、適正に大麻草の栽培や保管を管理できること。</p> <p>(3) 所有する麻薬（法第10条第1項第3号に規定する麻薬。以下この項において同じ。） 大麻（栽培地において現に生育するものを除く。以下この項において同じ。）を適正に保管できる施設（設備）を備えていること。なお、大麻については栽培地外の保管施設（設備）に保管することも可能であるが、栽培地外の保管施設に持ち出す際には、別途、持出し許可を得なければならないこと。</p> <p>(4) 管理体制が適切なものであること。</p> <p>ア 日常的に栽培管理状況を確認できる体制であること。</p> <p>イ 法人又は団体である場合（自然人が他人に指示の上、栽培等の補助を行わせる場合を含む。以下この項において同じ。）は、栽培、保管管理等、関連する過程（工程）に係る責任分担を明確にし、監督者がこれを統括するとともに、各過程（工程）の責任者が密接に連携でき、かつ、相互チェックが可能な組織及びシステムを確保していること</p> <p>ウ 法人又は団体である場合は、栽培に従事する者が明確になっていること。</p> <p>(5) 大麻草の種子等の入手先が明確であり、かつ、濃度基準値を超えない大麻草の種子等を用いて栽培することが明らかであること。</p> <p>ア 前年に免許を有していない場合には、不正栽培により得られた種子等でないことが明らかであること。</p> <p>イ 低濃度$\Delta 9$-THCの大麻草の栽培であることを担保するため、播種する大麻草の$\Delta 9$-THC濃度が書類等で明らかであること。</p> <p>なお、播種する予定の大麻草の$\Delta 9$-THC濃度に関するデータが古い場合や不十分な場合、又は交雑や継代などの影響等により濃度基準値を超えない大麻草であるかどうかの明確な判断が困難な場合には、当該大麻草の種子を分析機関に人工光下で促成栽培させたものを検査させ、濃度基準値以下であることを確認する必要があること。</p> <p>(6) 近隣に別の品種を栽培する栽培者が存在又は存在し得る場合及び野生種が発生しているような地域性がある等の場合にあつては、必要に応じ、毎年作付けの際に外部から新たな種子の提供を受ける、又はビニルハウスを設置することなどによる交雑を防止す</p>

種別	条	項	大麻草の栽培の規制に関する法律及び施行規則等	審査基準
				<p>るための措置を講じていること。</p> <p>3 盗難防止対策</p> <p>第1種大麻草採取栽培者が栽培できる大麻草は、Δ 9—THC 濃度が低い品種に限定されているものの、大麻草には THC 類が含まれていることから、栽培を行う土地、施設等には、次のような盗難防止策が講じられていること。</p> <p>(1) 栽培地には、原則、柵が設けられていること。ただし、人目に付きにくく、敷地境界線から十分に距離が離れている場所の場合には、柵を設ける代わりに、注意喚起の看板を設置したり、定期的に見回りを行ったりすることに加え、そうした盗難防止対策を防犯機器等で補完することでも差し支えないこと。</p> <p>(2) 地域で従前より栽培を行っており、地域で監視体制が構築され、定期的に見回りが行われている等、不審な外部者の栽培地への立入りが困難な場合には、柵の設置等は必ずしも要しない。</p> <p>(3) 上記以外の地域においても、栽培地の目立ちやすさ、地域の窃盗等の犯罪発生動向、注意喚起の方法及び日常的な監視の状況等を勘案して、状況に応じた盗難防止対策が検討されていること。なお、一般的な農作物の盗難防止対策として実施している方法を参考に合理的な対策を柔軟に検討していること。</p>
規則	1	1	<p>大麻草の栽培の規制に関する法律（以下「法」という。）第2条第4項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（麻薬（麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1項第1号に規定する麻薬をいう。）に該当しないもの又は指定薬物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物をいう。）を含有しないものに限る。）とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 飲食料品 2 化粧品 3 建築用資材その他の資材 4 嗜好品 5 飼料 6 肥料 7 燃料 	
法	3		大麻草栽培者でなければ大麻草を栽培してはならない。	

種別	条	項	大麻草の栽培の規制に関する法律及び施行規則等	審査基準
法	5	1	第1種大麻草採取栽培者になろうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、栽培地の属する都道府県の知事（以下「都道府県知事」という。）の免許（以下、この章において単に「免許」という。）を受けなければならない。	
規則	1の2		<p>法第5条第1項の規定により第1種大麻草採取栽培者の免許（以下この条、第3条、第4条、第7条、第7条の3及び第8条（第5項を除く。）において単に「免許」という。）を受けようとする者は、別記第一号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、栽培地の属する都道府県の知事（以下「都道府県知事」という。）に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 免許を受けようとする者が個人であるときは、略歴を記載した書類、住民票の写し及び公の機関が発行した身分証明書若しくは資格証明書で写真を貼り付けたもの又はその他都道府県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの 2 免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。） 3 免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該役員の住民票の写し及び公の機関が発行した身分証明書若しくは資格証明書で写真を貼り付けたもの又はその他都道府県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの 4 免許を受けようとする者（法人又は団体であるときは、その業務を行う役員）に係る精神の機能の障害又は当該免許を受けようとする者が麻薬中毒者であるか否かに関する医師の診断書 5 免許を受けようとする者（法人又は団体であるときは、その業務を行う役員）が法第5条第2項各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書 6 栽培地の登記事項証明書 7 栽培地の区域を示す図面 8 栽培地が自己の所有に属しないときは、その所有者の同意書、賃貸借契約書の写しその他の免許を受けようとする者が栽培地を使用することができる旨を証明する書類 9 免許を受けようとする者が現に法第2条第3項の大麻草栽培者であるときは、当該免許証の写し 10 事業計画書 	<p>【略歴を記載した書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最終学歴、職歴及び役職等が記載されていること。 <p>【医師の診断書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師の押印があるなど真正な診断書であること。 ・ 精神の機能の障害がなく、麻薬中毒者でないこと。 <p>【宣誓書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自筆で署名されていること。 ・ 法第5条第2項（第4号及び第5号を除く。）の欠格事項に該当していないこと。 <p>【栽培地の区域を示す図面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 栽培地の場所及び面積が、不正流通による濫用防止の観点及び事業計画の達成に照らして過不足ないものであること。 ・ 栽培地の面積は、原則、1アール（100m²）以上であること。なお、栽培地の面積は原則、各栽培地の作付面積及び作付面積の合算が記載されていること。ただし、栽培地に事務所等がある場合等、大麻草を栽培しなかった土地がある場合は、これらを栽培地の面積に含めてよい。 ・ 各栽培地が接続している場合は1つの栽培地とする。なお、公道や河川等により分断されている場合でも、第三者の土地を経由せずに行き来できる場合は一つの栽培地とする。 ・ 屋内で栽培する場合、各栽培地が接続しているときは一つの栽培地とする。ただし、ビル全体が栽培施設でない場合等、栽培地の階が異なっており栽培地が接続していない場合は、複数の栽培地とする。 ・ 交雑を避けるため、ビニルハウスなどの屋内栽培を行うか、他の大麻草栽培者の栽培地とは5km程度の距離を取るなど必要な措置が講じられていること。 <p>【所有者の同意書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 栽培地の登記事項証明書に記載されている当該土地の所有者による同意書であること。 <p>【貸借契約書の写し】</p>

種別	条	項	大麻草の栽培の規制に関する法律及び施行規則等	審査基準
			<p>11 業務上大麻を取り扱う事務所の位置及び構造を示す図面及び写真</p> <p>12 免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、大麻草の栽培に従事する者の雇用契約書の写しその他大麻草の栽培に従事する者に対する使用関係を証する書類</p> <p>13 免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、大麻草の栽培に従事する者の業務の内容を記載した書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者と栽培地の登記事項証明書に記載されている当該土地の所有者との間で締結された賃貸契約書の写しであること。 【事業計画書】 ・ 大麻草から製造される製品について、具体的な品目が記載されるとともに製造に使用する大麻草の部位（種子、枝葉、茎等）についても記載されていること。 ・ 事業計画が曖昧な状態で栽培を開始した場合、必要以上的大麻草を栽培するおそれがあり、不正流通、盗難事故等の保健衛生上の危害が相対的に高まることが想定されることから、大麻草の栽培から製造した製品の供給までの一連の工程（加工工程がある場合はそれも含む。）が明確、かつ実現可能であること。 ・ 大麻草から製造される製品の年間の製造予定量が記載されていること。 ・ 大麻草から製造される製品についての具体的な需要の見込み等が明確になっていること。また、不特定多数への販売ではない場合は、大麻草から製造される製品の譲渡先の目処が立っており、販売先、販売量、販売価格等が具体的に記載されていること。 ・ 使用する大麻草の種子の入手方法が明確に記載されていること。また、使用する大麻草の種子が、法第12条の3に規定する大麻草の種子であることを明らかにするためのデータ、資料、確認方法等が具体的に記載されているとともに、必要な関係書類が別途、添付されていること。 ・ 大麻草から製造される製品の年間の製造予定量に基づき、播種する大麻草の種子の量、栽培方法、見込まれる大麻草の収穫量が適切であること。 ・ 加工工程が含まれる場合は、加工設備等の資料が添付されているとともに、最終製品が大麻、麻薬でないことを確認できる体制（検査体制、品質保証書の作成等）が加工の過程として確保されていること。なお、加工許可の見込みについて、事前に関東信越厚生局麻薬取締部に確認し、許可取得の目途が立っていること。 ・ 大麻を廃棄する際の方法等について、具体的に記載されていること。 【業務上大麻を取り扱う事務所の位置及び構造を示す図面及び写真】 ・ 事務所の位置が分かる周辺地図、事務所の内部構造等を記した図面、事務所の外観及び内観を撮影した写真が提出されていること。

種別	条	項	大麻草の栽培の規制に関する法律及び施行規則等	審査基準
				<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所内に大麻（栽培地において現に生育するものを除く。以下この項において同じ。）又は麻薬（法第10条第1項第3号に規定する麻薬。以下この項において同じ。）の保管場所や大麻草の加工場所等を設ける場合は、それらの位置関係がわかるように図面に記載され、写真が添付されていること。 ・ 保管設備は大麻を業務上取り扱う事務所内に設置されていること。 ・ 帳簿の記載など大麻を取り扱わない事務作業スペースを栽培地内に設置する場合、大麻の紛失等を防止する観点から、壁や扉等により栽培地と明確に分離されていること。 <p>【大麻草の栽培に従事する者及び業務内容の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大麻草の栽培に補助者を従事させることは可能だが、専ら補助者に栽培管理を行わせていないこと。 ・ 大麻草の栽培について、栽培者自身が実地に管理できる状況であること。「実地に管理」とは、現場で直接かつ専従に行うことを意味し、常勤で栽培業務を行うことが必要である。なお、栽培者が不在の間は、当該栽培に従事させる補助者に不在時の状況を報告させる、監視カメラにより栽培地の出入りを記録する等の措置がとられていること。 ・ 栽培者が法人又は団体の場合は、役員又は従業員などから大麻草の栽培に従事する者を定め、当該従事者は栽培地付近に居住するなど実地に管理する体制が確保されていること。また、栽培、保管管理等の一連の作業工程を統括する者及び各工程の責任者を明確にし、それぞれが密接に連携でき、かつ相互チェックが可能な組織体制が確立されていること。
法	5	2	<p>次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第12条の6第1項の規定により免許を取り消され、取消の日から3年を経過していない者 2 麻薬中毒者（麻薬及び向精神薬取締法第2条第1項第25号に規定する麻薬中毒者をいう。） 3 禁錮以上の刑に処せられた者 4 未成年者 5 心身の故障により第1種大麻草採取栽培者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第 	

種別	条	項	大麻草の栽培の規制に関する法律及び施行規則等	審査基準
			<p>77号) 第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者(第8号において「暴力団員等」という。)</p> <p>7 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>8 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>	
規則	2		法第5条第2項第5号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により第1種大麻草採取栽培者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	
条例	2	1	法第5条第1項の規定による第1種大麻草採取栽培者の免許(以下単に「免許」という。)は、栽培地ごとにその営んでいる業務又は営もうとする業務において大麻草の繊維又は種子を必要とする者であつて、大麻草を栽培することが特に必要であると知事が認める者に対して行うものとする。	
条例	2	2	<p>知事は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、免許を与えないことができる。</p> <p>(1) 当該免許に係る大麻草の栽培地の構造設備が、規則で定める基準に適合しないとき。</p> <p>(2) 次のアからオまでのいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>ア 法第5条第2項第1号に該当する者を除くほか、法その他薬事に関する法令又はこれらに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者</p> <p>イ 第6条の規定により免許を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者</p> <p>ウ イに該当する者を除くほか、この条例その他薬事に関する法令の施行のための条例又はこれらに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者</p> <p>エ 覚醒剤の中毒者</p> <p>オ アからエまでのいずれかに該当する者を除くほか、大麻の濫用による保健衛生上の危害の防止の観点から大麻を適正に管理できないと知事が認める者</p>	<p>1 栽培地の構造設備 大麻草の栽培地の構造設備が、細則第11条に規定する基準に適合すること。</p> <p>2 相対的欠格事由 法第5条第2項の欠格事項の他、条例第2条第2項のアからオに該当しないこと。</p>
細則	2	1	省令第1条の2の規定により、第1種大麻草採取栽培者の免許(以下単に「免許」という。)を受けようとする者が提出する申請書には、省令	<p>【所有する麻薬及び大麻を保管する設備】 所有する麻薬(法第10条第1項第3号に規定する麻薬をいう。以下こ</p>

種別	条	項	大麻草の栽培の規制に関する法律及び施行規則等	審査基準
			<p>第1条の2各号に掲げるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 第11条に規定する栽培地の盗難の防止のための措置並びに所有する麻薬（法第10条第1項第3号に規定する麻薬をいう。以下同じ。）及び大麻（栽培地において現に生育するものを除く。）を保管する設備を明らかにする書類</p> <p>(2) 条例第2条第2項第2号アからウまでのいずれにも該当しないことを明らかにする書類</p>	<p>の項において同じ。）及び大麻（栽培地において現に生育するものを除く。以下この項において同じ。）を保管する設備は、それぞれ次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(1) 麻薬の保管設備</p> <p>ア 保管設備は麻薬専用のものとし、業務上麻薬を取り扱う事務所内に設置されていること。</p> <p>イ 保管設備は、新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則（平成2年新潟県規則第85号）第21条第2項に規定する構造設備の基準に適合するもの、又はそれと同等以上と認められるものであること。なお、当該基準の詳細は次のとおりとする。</p> <p>(ア) 重量金庫又は固定された金庫であること。「重量金庫」とは、人が容易に移動することができない程度の重さを有するものをいい、概ね40kg以上のものとする。「固定金庫」とは、床又は壁にボルト等により固定されたものをいう。</p> <p>(イ) 金庫の扉は二重扉であり、扉ごとに施錠できるものであること。なお、重量金庫の場合であって、扉が容易に破られない程度の厚さを有していれば、「二重扉」と同等とみなして差し支えないが、この場合、一つの扉にダイヤル錠とかぎによる施錠設備の両方を有すること。</p> <p>(ウ) 金庫の二重扉のうち一つ扉は、ダイヤル式により施錠ができること。なお、暗証番号を入力すること等により施錠ができるものは、「ダイヤル式により施錠ができるもの」と同等とみなすこと。</p> <p>(2) 大麻の保管設備</p> <p>ア 保管設備は大麻専用とし、業務上大麻を取り扱う事務所内に鍵がかかる保管設備が設置されていること。</p> <p>イ すべての大麻が保管できる十分な広さを有すること。</p> <p>ウ 保管設備内にガラス窓などがある場合は、盗難防止などの措置が講じられていること。</p> <p>エ 業務上大麻を取り扱う事務所は、栽培地外に置くことも可能であるが、栽培地外の保管施設に大麻を持ち出す際には持出し許可を得る必要があること。</p>

種別	条	項	大麻草の栽培の規制に関する法律及び施行規則等	審査基準
				<p>【柵及びその他盗難防止のための措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 栽培地には、原則、柵が設けられていること。ただし、人目に付きにくく、敷地境界線から十分に距離が離れている場所の場合には、柵を設ける代わりに、注意喚起の看板を設置したり、定期的に見回りを行ったりすることに加え、そうした盗難防止対策を防犯機器等で補完することでも差し支えないこと。 ・ 地域で従前より栽培を行っており、地域で監視体制が構築され、定期的に見回りが行われているなど、不審な外部者の栽培地への立入が困難な場合には、柵の設置等は必ずしも要しない。 ・ 上記以外の地域においても、栽培地の目立ちやすさ、地域の窃盗等の犯罪発生動向、注意喚起の方法及び日常的な監視の状況などを勘案して、状況に応じた盗難防止対策が検討されていること。なお、一般的な農作物の盗難防止対策として実施している方法を参考に合理的な対策を柔軟に検討していること。 ・ 大麻をビルなどの屋内で栽培する場合は、柵の設置は不要であるが、盗難防止対策として栽培を行う場所には施錠設備が設けられていること。 <p>【宣誓書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自筆で署名されていること。 ・ 条例第2条第2項アからウの欠格事項に該当していないこと。 <p>【医師の診断書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師の押印があるなど真正な診断書であること。 ・ 覚醒剤中毒者でないこと。
細則	11		<p>条例第2条第2項第1号に規定する規則で定める構造設備基準は、大麻草の栽培地に盗難の防止のための措置が講じられていることとする。</p>	<p>【構造設備】</p> <p>第1種大麻草採取栽培者が栽培できる大麻草は、Δ9-THC濃度が低い品種に限定されているものの、大麻草にはTHC類が含まれていることから、栽培を行う土地、施設等には、次のような盗難防止策が講じられていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 栽培地には、原則、柵が設けられていること。ただし、人目に付きにくく、敷地境界線から十分に距離が離れている場所の場合には、柵を設ける代わりに、注意喚起の看板を設置したり、定期的に見回りを行ったりすることに加え、そうした盗難防止対策を防犯機器等

種別	条	項	大麻草の栽培の規制に関する法律及び施行規則等	審査基準
				<p>で補完することでも差し支えないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域で従前より栽培を行っており、地域で監視体制が構築され、定期的に見回りが行われているなど、不審な外部者の栽培地への立入が困難な場合には、柵の設置等は必ずしも要しない。 上記以外の地域においても、栽培地の目立ちやすさ、地域の窃盗等の犯罪発生動向、注意喚起の方法及び日常的な監視の状況などを勘案して、状況に応じた盗難防止対策が検討されていること。なお、一般的な農作物の盗難防止対策として実施している方法を参考に合理的な対策を柔軟に検討していること。 大麻をビルなどの屋内で栽培する場合は、柵の設置は不要であるが、盗難防止対策として栽培を行う場所には施錠設備が設けられていること。
法	8		免許の有効期間は、当該免許の日からその日の属する年の翌々年の 12 月 31 日までとする。	
法	12 の 3	1	第 1 種大麻草採取栽培者は、麻薬及び向精神薬取締法別表第一第 42 号に掲げる物の含有量が政令で定める基準を超えない大麻草の種子その他厚生労働省令で定める物を使用して大麻草を栽培しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> 申請書の提出にあたり、種子の譲渡受に係る契約書、種子を外国から輸入する際に相手方が発行する品種を証明する書類等により、$\Delta 9$-THC の濃度が 0.3% 以下的大麻草種子であることが明らかされていること。 栽培に使用する種子について、$\Delta 9$-THC の濃度が 0.3% 以下であることが明らかでない場合、検査機関において促成栽培による分析で確認したものが播種されていること。
施行令	1		法第 12 条の 3 第 1 項の政令で定める基準は、大麻草の乾燥重量に占める当該大麻草に含まれている麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）別表第 1 第 42 号に掲げる物の重量の割合が、0.3 パーセントであることとする。	
規則	7 の 2		法第 12 条の 3 第 1 項に規定する厚生労働省令で定める物は、枝葉その他の大麻草の部位とする。	
法	12 の 3	2	第 1 種大麻草採取栽培者は、前項の含有量が同項の基準を超える大麻草を栽培するに至ったときは、速やかに当該大麻草の栽培を中止しなければならない。	
法	12 の 5		第 1 種大麻草採取栽培者は、その所有する麻薬を、当該者が当該麻薬を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた堅固な設備内に収めて保管するとともに、その所有する大麻(栽培地において現に生育するものを除	

種別	条	項	大麻草の栽培の規制に関する法律及び施行規則等	審査基準
			く。)を、当該者が当該大麻を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた設備内に収めて保管しなければならない。	
法	22 の2	1	この法律に規定する免許又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。	<p>免許に付す条件として、次の事項を想定していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政への報告、行政による立入り等の監視指導に対応、協力すること。 ・免許を受けた栽培者は、大麻草には麻薬が含まれていることを認識して、その厳重かつ適正な管理に留意するとともに、大麻の濫用を助長することにつながるような宣伝や広告等が行われていないこと。 ・使用する大麻草の種子が法第 12 条の3に規定する濃度基準値以下のものであることが明らかでない場合に当該種子を用いて栽培しようとするときは、その種子について検査機関による人工光下の促成栽培による分析により、濃度基準値以下のものであることを確認した上で播種していること。
法	22 の2	2	前項の条件は、大麻の濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため必要な最小限度のものに限り、かつ、免許又は許可を受ける者に対し不当な義務を課することとならないものでなければならない。	

法：大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和 23 年法律第 124 号）

施行令：大麻草の栽培の規制に関する法律施行令（令和 6 年政令第 282 号）

規則：大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則（令和 6 年厚生労働省令第 140 号）

条例：新潟県大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例（平成 12 年 3 月 31 日新潟県条例第 20 号）

細則：新潟県大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則（昭和 52 年 4 月 1 日新潟県規則第 19 号）